

第4回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会 会議録

○日 時：令和2年12月4日（金）～令和2年12月18日（金）

○場 所：書面開催

○参加者：8名

池谷 優子氏，川邊 淳子氏，小池 政紀氏，後藤 幸濃氏，鈴木 昇氏，
西嶋 美代子氏，本田 リエ氏，山中 恭史氏（五十音順）

○会議の公開・非公開の別：書面開催（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

○傍聴者：－

○議題

- 1 「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」及び「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」に対する意見提出手続の結果について
- 2 その他

○会議資料

- 資料1：「第3回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会」で出された主な意見と旭川市の考え方
- 資料2：「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」及び「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方（案）
- 資料3：（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）の概要
- 資料4：（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）の概要

○会議内容（議題に対する意見等及び事務局回答）

1 「（仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）」及び「（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）」に対する意見提出手続の結果について【資料2関係】

参加者意見等	<p>パブリックコメントは人数こそ少ないものの、コメント内容項目としましては多数多岐に渡り挙げてもらっており、それに対する旭川市としてのこれからの対応も詳細に書いてあり、今後も示された考え方に沿った対応・対策をしていただければと思いました。</p> <p>また、基金に対しては、馴染みがないのか、分かりにくかったのか、パブリックコメントも1人1件のみでしたが、今後の基金の用途を目的に沿ったものとして、有効に活用していけるものになっていければと思いました。</p>
事務局回答	<p>意見提出手続（パブリックコメント）でいただいた御意見等に対しては、資料2のとおり本市の考え方を示したところですが、本懇話会で参加者の皆様の御議論も踏まえた上で、動物の愛護・管理に関して必要な施策に取り組み、動物愛護の推進に努めていきます。</p> <p>基金の用途については、今回、素案でお示しした内容で考えており、有効活用に努めていきたいと考えます。</p> <p>また、基金の活用予定や活用実績については、随時情報提供していきます。</p>

2 （仮称）旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）の概要について【資料3関係】

参加者意見等	<p>エキノコックスに関して、飼い主の遵守事項で対応できるとは思いましたが、エキノコックスは北海道の地域的特殊事情なので、飼い主へのエキノコックスに対する適切な教育（犬への感染経路や飼い主への危険性、それへの対応策等）を受けることなどの項目があっても良いのではないかと思います。</p> <p>それができない場合は、動物愛護センターでの教育活動などで定期的実施することを提案します。</p>
事務局回答	<p>エキノコックス症を含む動物の感染症対策については、「4 飼い主の遵守事項」の（1）の②「動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講じること」などに含むものと考えていますが、とりわけエキノコックス症については、北海道がその流行地域となっておりますので、犬の飼い主に対して、エキノコックス症の感染経路そのものや感染を予防するための飼い方等の周知・教育について、感染症対策の関係部局とも連携しながら対応してい</p>

	<p>きたいと考えます。</p>
参加者意見等	<p>「4 飼い主の遵守事項」の(2)犬の飼い主の遵守事項①のイにある「犬を綱、鎖等で確実に保持して」は、「係留等をしておくこと」と何が異なるのでしょうか？概要なのでこのような記述なのでしょうか？</p>
事務局回答	<p>「係留等」は、犬が逸走しないようにするために飼養施設等の中で行うもので、綱、鎖等を用いた「係留等」とは、固定した物につなぐことを想定しています。</p> <p>犬の飼い主の遵守事項①のイ「犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実に保持して運動・移動させるとき」については、犬の運動・移動時に綱、鎖等を飼い主等が持っている状況を想定しています。</p> <p>条例案においても素案と同様の表現を用いる予定ですが、より判別しやすい表現となるよう工夫します。</p>
参加者意見等	<p>「野犬の捕獲など」の項目で薬剤を使用することができるとの記述がありますが、この規定は狂犬病予防法第18条の2が基礎になると理解して良いですか？</p> <p>また、実際の条例案では、この項目は旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定をほぼ踏襲した、もう少し詳しいものになるのですか？</p>
事務局回答	<p>「8 飼い主からの動物の引取り、野犬の捕獲など」の(3)の②「野犬等が人の生命・身体・財産に害を加えた場合や、害を加えるおそれがある場合において、野犬等を捕獲することが著しく困難であるときは、薬物を使用することができる。」については、狂犬病予防法第18条の2(狂犬病のまん延の防止・撲滅のため緊急の必要がある場合における係留されていない犬の薬殺)に準じた取扱いのほか、捕獲のために麻酔薬を使用する場合を想定しています。</p> <p>また、野犬の捕獲等に係る規定については、素案に記載した内容のほか、捕獲のための飼い主その他の者の土地・建物等への立入、薬物を使用する場合の期間・区域の公示と他市町村への通知などについて盛り込む予定です。</p>
参加者意見等	<p>12 罰則</p> <p>(2) 5万円以下の罰金</p> <p>○犬を飼養している旨を表示しなかったとき。<4の(2)></p> <p>↓</p>

4の(2)の②

②飼養施設やその周辺の見やすい箇所に、犬を飼養している旨を表示すること。

↓

家で飼っている場合のことでしょうか？（「犬」というステッカーをよく玄関先に貼っていた記憶がありますが…）

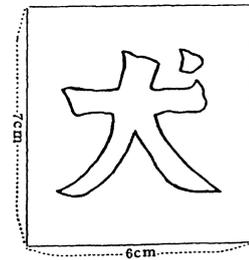
または、飼養施設とはペットショップなどのことを指しますか？

家でも室内犬と外犬がいますが、「犬を飼養している旨を表示すること。」とは具体的にどのような方法で表示するかがわかりづらい気がしました。

事務局回答

「飼養施設」は、犬等の動物を飼養する住居等を指します。

現在、旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例においては、飼養施設の出入口等に「犬」の表示をするよう規定しており、狂犬病予防法に基づく犬の登録等の際、右図を印刷したステッカーを犬の所有者に配付し、飼養施設の出入口等に貼付するよう求めています。新しい条例においても、この内容を踏襲する予定です。



3 (仮称)旭川市動物愛護基金条例(素案)の概要について【資料4関係】

参加者意見等

動物愛護条例・基金の広報や動物愛護の普及啓発に使用するイラストやマーク等について、動物愛護基金を活用し、旭川デザイン協議会に依頼したり、公募したりするなど、デザインにこだわってほしいです(デザイン都市・旭川として)。

生きている動物そのものがアートになるので、それを活かすようなデザインにしたり、広報・普及啓発に用いるデザインに統一感があるとよいと思います。

また、ボランティアが着用するTシャツなどの展開があるとよいのではないのでしょうか。

事務局回答

動物愛護を推進していく中で、広報・普及啓発は重要な施策の1つと考えておりますので、今後の動物愛護に関する広報・普及啓発の参考にさせていただきます。

広報・普及啓発に使用する資料等のデザインについては、動物愛護基金も活用しながら、より効果のあるものにしていきたいと考えます。

4 その他

参加者意見等

なかなか専門的過ぎる内容に、十分なお意見も出せずに申し訳ない限りでございましたが、私自身もこの懇話会に参加させていただくことで、今まではあまり詳しく知ることのなかった動物愛護の実態と施策のあり方をしっかりと見据えることができるようになったと思います。

旭川市民一人ひとりにとって、動物は同じ命を有する生き物という気持ちがさらに芽生え、共に生きていくものであり、時には私たち自身が彼らに支えられる存在ともなりうることを考えられる、旭川市としての先駆的な取り組みとなっていくとよいのではないかと考えております。